

## 「国際文化協力」試論

高橋 豊

### 要 旨

日本は、第二次大戦の敗戦後、戦争を国策の手段にしないことを決め、日米同盟を保持しつつ、国連の活動を通じて国際協調外交を行うこととした。そして、国連加入に先立つこと5年前の1951年に国際連合教育科学機関(UNESCO)へ加入し、以来、国際社会で熱心に活動を行ってきた。

この間、ユネスコ自身も歴史とともに変化しており、例えば冷戦時代には東西対立の影響を受けて政治色を強め、アメリカが脱退したような時期も存在した。しかし、1966年のユネスコ創立20周年を節目に、「国際文化協力」の強化という方向性が打ち出され、これは日本の外交方針とも一致していたため、わが国は積極的な活動を展開したのであるが、こうした「国際文化協力」に対する理解は一部の関係者の間に留まり、内容についての研究も進められてこなかったのが実情である。

日本は近代国家の建設にあたり、文化的資産の取り扱いについて、西欧諸国とは異なる歩みをとってきた。すなわち、西欧諸国は前代から引き継いだ文化財を国家財産として集積し、博物館を通じて展示してきた豊富な経験を持つのに対し、わが国は文化財の公開・非公開を巡る問題が国内の文化政策にも影響を及ぼした。また、第二次大戦中に占領地で文化財の保護を名目に文化財を接收し、日本民族中心の歴史観を植えつけるために考古学資料を利用したと海外から戦後批判された経緯もあり、国際文化政策や国際文化協力の面でも積極的な発言をひかえてきたのである。しかし、1999年には松浦晃一郎氏がアジアから初めて第8代ユネスコ事務局長として選出されるなど、文化協力における日本の存在は注目を集めており、改めて国際文化協力の意義を問い直すとともに積極的な活動を展開する時期に来ていると考えられる。

国際文化協力とは、国家間相互の文化権を尊重しつつ他国の文化の保全や振興に関わろうとする国際公益活動であり、目的達成の手段として、国際理解教育や観光、文化遺産保存活動を行うものである。したがって、こうした国際文化協力の活動を通じて、日本および日本国民が世界の「平和構築」に貢献することは十二分に可能である。しかし、その効果的な推進のためには、文化に関わる技術者、考古学者、保存修復家、アート・マネジャーなど専門家の育成が急務であろう。

## I 国際文化協力の前提条件

国際文化協力は、国際農業協力や他の国際協力とことなり、「文化」という価値観に関わる協力のため、協力の要請を受けても協力を推進する立場にある国や団体は慎重にならざるを得ない。近代国家の成立にあたって、西欧諸国は前代から引き継いだ文化財を集積して、博物館を通じて展示をしてきた歴史がある。これに対し近代化をめざした明治時代の日本は、御物としての法隆寺献納物や正倉院宝物が存在し、帝室御物を中心に文化財を保存管理した。すなわち、第二次大戦以前の日本では、文化財の博物館を通じた公開に消極的であった。このことがその後の日本の国内文化政策に影響を及ぼした。また、第二次世界大戦中に占領地で文化財の保護を名目に文化財を接收し、日本民族中心の歴史観を植えつけるために考古学資料を利用したと海外から戦後非難された。上記のことが原因で、戦後、日本政府は明確な「文化政策」を明示せず、ユネスコを初めとする外部の要請を受けて活動をしてきた。しかし、現在は積極的な活動を行っている。ユネスコは資金難で、遺跡保存修復には各国政府の自発的寄付が必要であるが、日本は日本信託基金に毎年 300 万ドル前後拠出し、資金を活用したアンコール遺跡保存事業は、世界各国から高く評価されている。

## II 国際文化協力の定義について

国際文化協力について述べるためには、まずなぜ国際文化協力が行われるか考えなければならない。自国の文化に関わる事業は、自分達の知恵と技術と資金で賄う事が本来の姿であるが、これが出来ない場合は国際機関を通じたり、2 国間同士の国際協力が行われることになる。国際文化協力は、国際協力の一分野で、「文化権を認め、文化の保全や振興」に関わる国境をこえた協力と考えられる。ユネスコの「国際文化協力の諸原則に関する宣言」(14C 決議 8.1)は 11 条からなっており、第 4 条に「各種形態の国際文化協力の諸目的は、2 国間のものでも多国間のものでも、また地域的なものでも、つぎに掲げるものでなければならない」として、5 項目をあげ、(4)で「文化生活を豊かにすることに貢献することができるようになること」、(5)では「世界のあらゆるところにおける人間の精神的・物質的生活の水準を向上させること。」とし、第 5 条では「文化協力は、すべての人民およびすべての国家にとって権利であるとともに、義務であり、各人民・各国家は、互いに知識と技術を分けあわなければならない」としている。第 6 条では「国際協力は、その恩恵的措置をつうじてすべての文化を豊かにするように振興する場合においても、おのおの特質を尊重しなければならない」としている。上記の条文からわかるように、「文化権」の存在を認め、相互に協力して「知識と技術」を分け与えるが、当該国のアイデンティティーを尊重することが求められている。即ち、相互協力のためには、「相互理解」が必要であり、国際文化協力には「知識と技術」、言い換えれば、文化に関わる専門性がもたれている。又、アイデンティティーを維持するためには、文化侵略を阻止し、文化財の盗掘や不正売買を禁止する法律の施行をしなければならない。

### Ⅲ 国際文化協力の内容

#### 1 ハード中心の協力

通常、社会インフラ、経済インフラという言いかたをするが、今まで、「文化インフラ」とは呼ばれなかったが、文化には、文化形成をさせるインフラ(景観、町並み)があり、これに融合している旧跡がある。つまり、歴史的環境こそが、文化インフラであり、この旧跡の中で国際基準に合致したものが、「世界遺産」に選ばれる。世界遺産のレベルに達していなくとも、その国の文化を明白にする「遺跡」や「出土品」は数多くある。これらの「モノ」やモノを取り巻く環境を維持すべく他国あるいは国際機関などの要請を受け、国際協力がなされる。これが、「モノ」中心(ハード中心)の協力といえよう。川勝平太は「計算機システムがハードウェアとソフトウェアからなり、双方そろって初めて機能を果たすように、社会システムにもハードウェアにおうじたソフトウェアがある」(1)としているが、国際文化協力にもこの理屈があてはまる。

#### 2 ソフト中心の協力

日本の文化財保護法では対象を「有形文化財」、「無形文化財」、「民族文化財」、「記念物」、「伝統建築物」の5つに分類している。このうち、「無形文化財」は「モノ」ではなく、文化に関わる技術やノウ・ハウ自体を文化財としている。人間国宝(2)などもその一例である。ユネスコの世界遺産条約では無形の文化遺産が対象にはっていない。松浦晃一郎氏が事務局長に就任して2001年5月に日本の能を含めた19件の無形文化遺産を対象にして第1回無形文化遺産傑作宣言を行った。さらに、無形の文化遺産条約を2003年10月のユネスコ総会で採択されるに至った。ユネスコのこの変化は画期的なことである。「無文字社会」の「口承文化」の保存などは、自然にまかせておけば、継承が不可能な場合が多い。また、観光対象からはずれた伝統儀式は行われなくなり、伝統芸能は消滅する恐れがある。

#### 3 観光

国連の専門機関として2003年に世界観光機関(WORLD TOURISM ORGANIZATION)が設立された。この機関の活動目的は、開発途上国の観光にどのようにすれば寄与できるかというものである。これに対し、ユネスコの考える「観光」(国際文化観光憲章)の概念はより具体的で、「環境保護と観光開発が相互依存あるいは、調和するような持続可能な開発(SUSTAINABLE TOURISM)が行われなければいけない。」というものである。日本が観光開発に参画する際は「持続可能な開発」を重視する姿勢をみせることが望ましい。

#### 4 国際理解教育

文部科学省は、平成元年に初等中等教育の指導要領を改正し、平成14年度から総合学習の中で、「国際理解教育」を正式なカリキュラムとしてとりあげるようになった。

国際理解教育は、国際文化協力を浸透させる手段として、有効であろう。国際理解教育は、従来型の子供達が受身で学ぶのではなく、社会参加型の教育が行われることに意義を見出そうとしている。教育は、学校に任せることなく、(財)自治体国際化協会やNPO組織の知恵を借りて、コーディネーターとなる人達をみつけながら、すすめられていくのである。

う。国際理解教育を通じて、地域で共生している外国人の人達を肌で感じ、開発途上国への関心を強め、世界は相互依存で成り立っていることを認識させることになる。しかし、国際理解教育は決して一過性の勉強で成果が得られるものではなく、小中学生時から始めて学生生活を経て、社会人となり、関心を継続していくことで、成果が得られるものとする。その意味で、最初の段階での国際理解教育は、個々人の将来の展望(国際文化協力に携わる人材になる可能性を拡大させる)に大きな影響を与えるので、重要と言える。

#### IV 国際文化協力の意義と必要性

##### 1 国際文化協力に対する歴史的認識(ユネスコを中心として)

1947年4月にユネスコは初年度事業を決定したが、文化活動の構成は、哲学および人文科学、芸術文学、博物館の3本柱となっていた。1948年に文化局がつくられ、更に1950年代には、その中に「人類の文化遺産部」がつくられた。加盟国は、次第に自国内の文化遺産保存問題が、ユネスコによる国際協力の方法で解決され得ることを認識し始める。ユネスコ第5回総会(1950年)では、武力紛争の危険から文化財を保護する方策に関する調査が決定された。また、1948年の総会で、記念物、美術品、博物館陳列品、歴史的、科学的収集品その他の文化財保存、修復に関し、加盟国の求めに応じて助言、援助するための国際組織を設立することが決議され、「記念物・芸術的歴史的遺跡・考古学的発掘に関する国際委員会」(略称:国際委員会)として、1951年に設立し、第1回会議を開催した。1954年、ユネスコは武力紛争時の文化遺産保護に関する国際間の義務を定めた「ハーグ条約」を採択し、国際委員会の勧告に従い、1959年に文化財保存および修復の研究のための国際センター(略称:ICROM)を設置し、1964年、ヴェニスにおいて開催された「歴史的記念建造物に関する建築家・技術者の国際会議」において、歴史的記念建造物および遺跡の保護と修復に関する国際的ルールを定めた「ヴェニス憲章」が制定され、翌1965年には、文化遺産に関する専門家による非政府組織(略称:ICOMOS)が設立された。1972年には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」を採択し、この条約の下で世界遺産基金が設立されることになった。ここに文化遺産保護の態勢をととのえることができた。

##### 2 国際文化協力の意義

日本は、ユネスコに加入後、その中心的活動を担い続けている。ユネスコの歴史も決して平坦ではなく、東西対立のしわよせ(3)もあった。ユネスコは文化に関する議論を続けてきたが、1966年の第14回総会で「国際文化協力の原則に関する宣言」を契機に活発化させ、20年後の国連総会で「世界の文化発展10年」(1988年~1997年)(4)を布告し、10年の間に開発と文化の関係を緊密することを呼びかけ、「国際文化協力」への取り組みがユネスコで本格化した。

国連中心外交を標榜する日本としては、まさに「国際文化協力」に対する日本としての姿勢を明確にすることが、「平和構築」のあしがりになると考えられる。日本は戦争を外交手段としない代わりに、より良い国際関係を築くために多額の政府開発援助(ODA)を行ってきた。つまり、「開発と文化」で、開発に重点をおいた国際協力については実績をあげてきた。これからは、開発で、環境が過度に損なわれぬよう、歴史的環境保全のために、文化協力にも積極的に関わることが望ましいと考えられる。このことが、平和構築の最善の方法であると同時に「国際公益」を推進することにもなるであろう。

国際文化協力は、国際関係において、国と国、所属団体同士、個人対個人の関係で、なんらかの強制力によるものではなく、平等の関係で、文化関係・文化事業を通じ、「共同作業を通じ、共通の成果をあげる」ことにより、結果的に、双方に信頼感を醸成し、友好関

係を築くものである。それ故に従来の国際協力という大枠や国際文化交流という成句では説明しきれない分野といえる。

### 3 国際文化協力の必要性

国際文化協力を推進することは、相手国に対してのみならず、自国あるいは自国民にとって大きな意味を持つ。相手国の文化を尊重するためには、先ず自国の文化を知ろうとするからである。また、第2次大戦を経験したことで、日本を含めて多くの国々が戦争で単に「文化財」だけでなく、文化財を含む環境が破壊されることを目の当たりにして、どのようにすれば、自国の歴史的環境を保全できるか考えるようになった。それと同時に他国の環境保全に配慮することが、相互尊重により結果的に自国の環境保全に役立つことを理解するようになった。国際理解教育を通じ相互理解を強め、観光を推進し、世界の各地でホストとゲストの信頼関係を築き、あわせて、文化遺産が保存維持できれば、平和構築に大きく貢献できる。

国際文化協力は、一過性のものではない。国際文化協力の活動をつうじて、ユネスコ憲章でうたわれている「人の心のなかに平和のとりでをきずく」ことに時間をかけて達成するものである。しかし、相手国とのすり合わせもあり、着手までの準備期間に手間取り、即効性が無いので、予算がつきにくい欠点もあるが、「成果」は、永く後世代に語りつがれることになる。つまり、国際文化協力は真の意味で、当事国にストックを残すだけでなく、トータルで世界に歴史遺産を残すことになる。日本は自然資源小国であるが、人的資源は豊富であり、世界各国で国際文化協力で必要となる専門家の育成に協力してきた。従来は対象が文化に関わる技術者、考古学者、保存修復家などであり、国際協力事業団、国際交流基金、自治体、博物館、文化財研究所などが中心的役割を果たしてきた。今後は、更に、文化施設や文化事業に携わる人材、アートマネジャーの育成が急務であり、このためには大学やNGOとの連携を強めることが望ましい。

## 参考文献

網野善彦他編『ヒトと環境と文化遺産』、山川出版社、2000年、245頁

(1999):イコモス 国際文化観光憲章

川勝平太『日本文明と近代西洋』、日本放送出版協会、1991年、195頁

河野靖『文化遺産の保存と国際協力』、風響社、1995年、547頁-550頁

鈴木良・高木博志編『文化財と近代日本』、山川出版社、2002年、3頁-6頁

野口昇『ユネスコ50年の歩みと展望』、シングルカット社、1996年、79頁-83頁

松浦晃一郎『ユネスコ事務局長奮闘記』、講談社、2004年、116頁-119頁

(1988.12):UNESCO Courier

(1)川勝 1991、195頁

(2)人間国宝とは、俗称であり、重要無形文化財保持者のことである。文化財保護法第56条に指定要件が明記されている。

(3)アメリカは、1984年12月に脱退し、2003年に復帰した。アメリカが復帰することで、日本のユネスコ分担金は22%から19.5%に下がった

(4)1988年1月21日、パリのユネスコ本部「世界の文化発展10年」開始の式典で、マイヨール事務局長は、4項目を言明した。1 開発の文化的側面の確認、2 文化的アイデンティティーの確認と豊饒化、3 文化的な生活への寄与の拡大、4 国際文化協力の推進